

令和8年度第1回よこはま夢ファンド 登録団体助成金募集要項

※今回からの変更点※

助成金の対象経費について一部見直しを行い、助成金を活用した物品購入の基準を明確にしました。

本要項1 登録団体助成金の概要(4)に、助成金の対象外となる経費として、「オ 譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することを目的とした、取得見込み価格が1点当たり30,000円以上の物品の購入に要する経費」を新設しました。

1 登録団体助成金の概要

横浜市内で市民公益活動(※)を行う団体の支援のため、よこはま夢ファンド（横浜市民活動推進基金）へ寄せられた寄附金を活用して、団体からの申請に基づき、特定非営利活動法人の公益的活動に要する経費の一部を助成します。

団体は、その団体を指定して活用希望があった寄附金の額を基準額の上限として、申請することができます。

なお、初めて助成金の申請をする団体に対しては、活動の活性化や寄附拡大の契機としていただきたいという観点から、その団体への活用希望寄附金額に関わらず、最大5万円上乗せした額を基準額の上限として、申請することができます。（団体への活用希望寄附金額が0円であったとしても、5万円を基準額の上限として、申請することができます）

(1) 対象となる団体

よこはま夢ファンドに登録された特定非営利活動法人（以下、「登録団体」という。）

(2) 助成金交付額の算定基準となる額

助成金交付額の算定の基準となる額（以下「基準額」という。）は、申請額又は以下の金額のいずれか低い額とします。ただし、申請額の上限は以下の金額の2割増（1円未満切り捨て）までとします。

ア 初めて申請する団体

その団体を指定して活用希望があった寄附金の額に5万円を加えた額

イ 申請が2回目以降の団体

その団体を指定して活用希望があった寄附金の額

(3) 団体への活用希望寄附金額

- ・ 【令和7年11月30日（日）までに決済完了かつ団体指定申請が完了している寄附金】で、助成申請書類の提出日（提出期限：令和8年1月15日（木））までに受領が確認できた寄附金を「団体への活用希望寄附額」とします。
- ・ 活用希望寄附額は、横浜市が寄附金を受け入れた日の属する会計年度の翌年度から5年度間助成金として交付されなかったときは、活用の方法を指定されていない寄附金の額とみなします。この運用は令和6年1月1日から開始しています。
- ・ 令和5年12月31日以前に受け入れた寄附金については、令和6年1月1日から起算して同様の取扱いとします（令和11年3月31日までに助成金として交付されなかったときは、活用の方法を指定されていない寄附金の額とみなします）。

(4) 対象となる経費

登録団体が行う、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで に実施する市民公益活動に係る事業の経費とします。

ただし、他の助成制度による助成を受けている事業の経費については対象になりません。同一団体、同一経費に係る助成の回数は、同一年度内において1回とします。

また、次の経費は、本助成金の対象外とします。

ア 交際費、慶弔費、懇親会費並びに直接事業と関連のない視察費、研修費、食糧費その他客観的に公益性が高いとはいえない経費

イ 寄附者又は寄附者と特別の関係にある法人等（寄附者が役員を務める企業、NPO法人等）との取引に係る経費

ウ 寄附者自身への賃金、謝金又は報酬等の経費であって、次に掲げるものを除くもの

（ア）当該寄附者が登録団体に継続的に雇用されている場合に支出される社会通念上相当と認められる額の賃金

（イ）ボランティアへの謝金、記念品又は弁当等、寄附者とその他の者とを区別せずに支払い、又は配布するものであって、社会通念上報酬の意義を有しないと認められるもの

エ 取得見込み価額が100万円以上の固定資産の取得に要する経費

オ 譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することを目的とした、取得見込み価格が1点当たり30,000円以上の物品の購入に要する経費

※ 市民公益活動

市民公益活動とは、幅広く多くの人々が幸せに平穏に生きていくために必要な営利を目的としない、市民が自主的に行う「公共的な活動」と、不特定かつ多数のものの利益の増進（金銭的な「利益」ではない。）に寄与する「公益的な活動」を指します。なお、横浜市市民協働条例第5条各号に掲げている活動についても除外とします。

【参考】市民協働条例（抜粋）

（定義）

第2条

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

（市民公益活動）

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動（次の各号に掲げるものを除く。）を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 営利を主たる目的とする活動

2 審査

(1) 審査方法

横浜市市民活動運営支援事業部会及び横浜市市民協働推進委員会で、団体助成基準額及び審査基準に基づき審査を行い、横浜市が助成先及び助成金額を決定します。

また、審査に必要なときは、横浜市市民活動運営支援事業部会で申請団体に対してヒアリングを行います。

(2) 横浜市市民協働推進委員会及び横浜市市民活動運営支援事業部会

ア 横浜市市民協働推進委員会(委員長を除き五十音順)

	委員名	役職
委員長	齊藤 ゆか	神奈川大学 人間科学部 教授
委員	新垣 二郎	横浜市立大学 国際教養学部 准教授
委員	菊池 賢児	戸塚区連合町内会自治会連絡会 会長
委員	後藤 智香子	東京都市大学 環境学部 准教授
委員	関山 隆一	特定非営利活動法人もあなキッズ自然楽校 理事長
委員	高橋 敬太郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
委員	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
委員	森川 正信	関内イノベーションイニシアティブ株式会社 代表取締役

イ 横浜市市民活動運営支援事業部会(五十音順)

	委員名	役職
部会長	大塚 朋子	特定非営利活動法人こまちぷらす 理事
推進委員	関山 隆一	特定非営利活動法人もあなキッズ自然楽校 理事長
推進委員	高橋 敬太郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
専門委員	淵元 初姫	法政大学ボアソナード記念現代法研究所 客員研究員 NPO 法人サードプレイス 理事
専門委員	八木 勇也	横浜信用金庫 営業統括部 地域連携課 リーダー

(3) 登録団体助成金の基準額

基準額について、次の通り設定します

ア 申請回数が1回目の団体について

(ア) 助成申請額が5万円以上、団体への活用希望寄附金額が0円 の場合

5万円を基準額とします。

(例)



(イ) 助成申請額が5万円未満、団体への活用希望寄附金額が0円 の場合

助成申請額を基準額とします。

(例)



(ウ) 助成申請額 ≤ 団体への活用希望寄附金額 + 5万円 の場合

助成申請額を基準額とします。

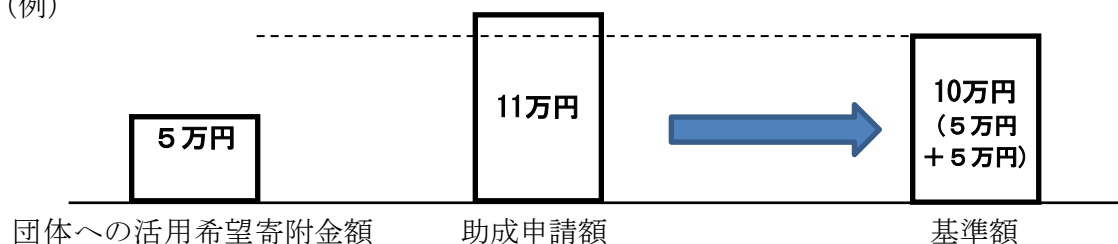
(例)



(エ) 助成申請額 > 団体への活用希望寄附金額 + 5万円 の場合

団体への活用希望寄附金額 + 5万円を基準額とします。

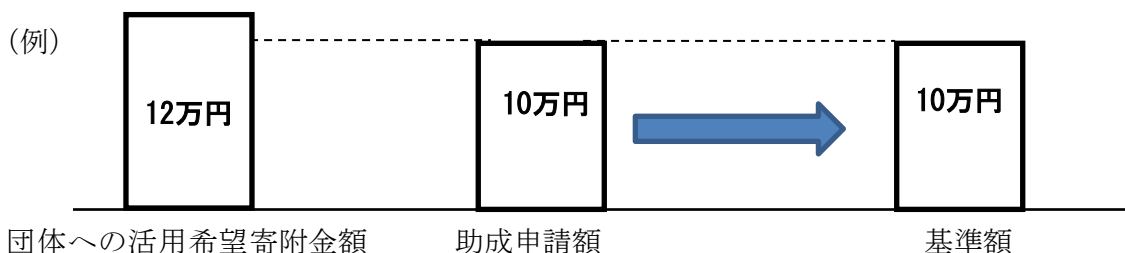
(例)



イ 申請回数が2回目以降の団体について

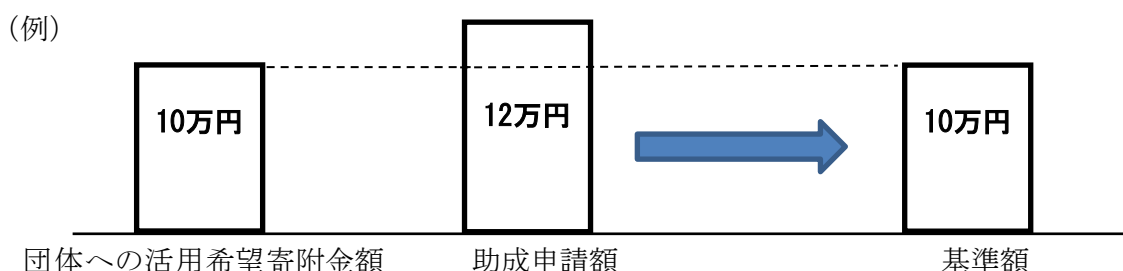
(ア) 助成申請額 ≤ 団体への活用希望寄附金額 の場合

助成申請額を基準額とします。



(イ) 助成申請額 > 団体への活用希望寄附金額 の場合

団体への活用希望寄附金額を基準額とします。



(4) 登録団体助成金の申請額

基準額の2割増までの範囲で申請することができます。基準点数（総合点）・基準点数（公益性）審査結果がともに良好な事業については、申請額分を交付します。基準点数の詳細は2-(7)を参照してください。

なお、基準額が0円の事業に対しては、助成金を交付することができません。

(5) 審査の結果に基づく、減額交付及び増額交付について

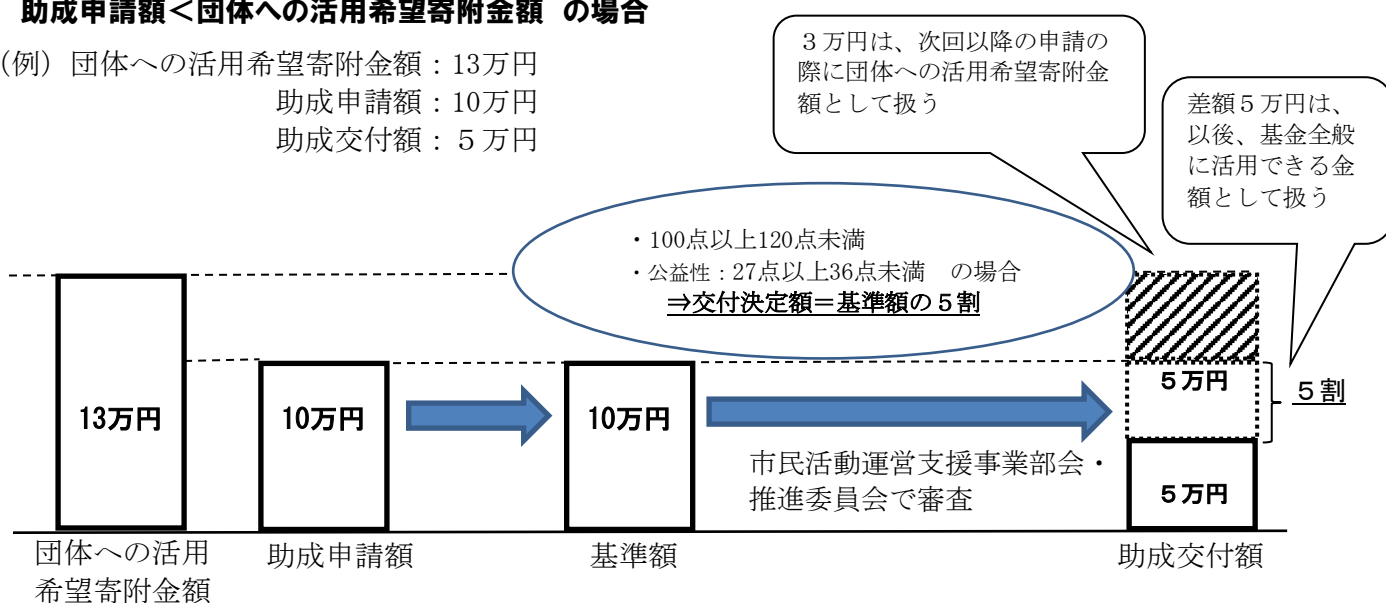
団体への助成交付額が基準額を下回った場合、その差額分の団体への活用希望寄附金額は基金全般に活用できる金額として扱います。

不交付の場合、今回申請分の団体への活用希望寄附金額は次回以降に全額持ち越すものとし、基金全般に活用できる金額として扱うことはありません。

ア 審査の結果、団体への助成交付額が基準額を下回った場合

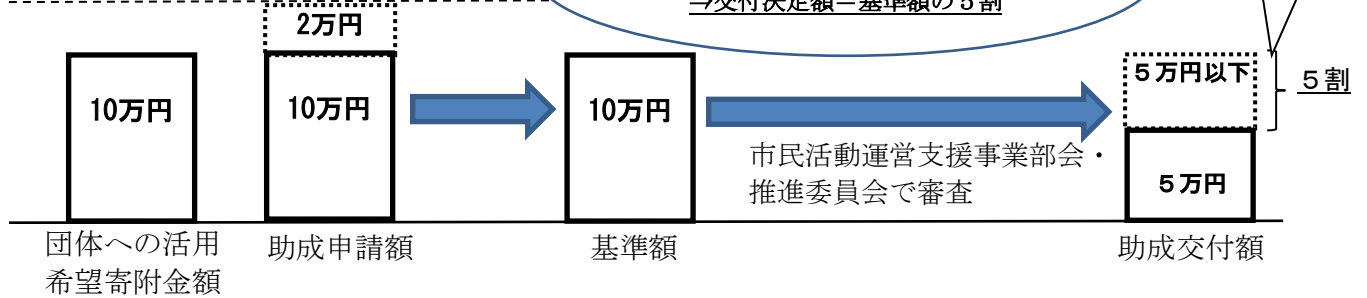
(ア) 助成申請額 < 団体への活用希望寄附金額 の場合

(例) 団体への活用希望寄附金額：13万円
助成申請額：10万円
助成交付額：5万円



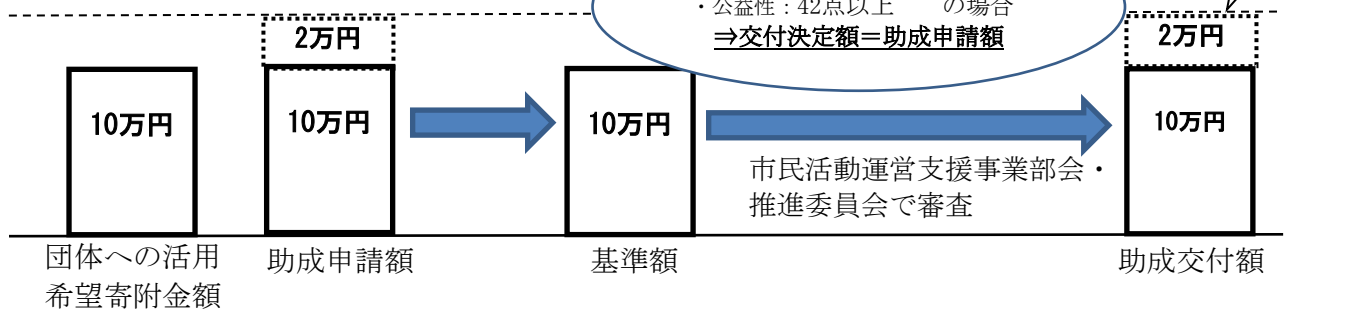
(イ) 助成申請額≧団体への活用希望寄附金額 の場合

(例) 団体への活用希望寄附金額：10万円
助成申請額：12万円
助成交付額：5万円



イ 審査の結果、団体への助成交付額が、活用希望寄附金額を超える(2割まで)場合

(例) 団体への活用希望寄附金額：10万円
助成申請額：12万円
助成交付額：12万円



ウ 助成金交付申請書第3号様式事業収支予算書にて、「助成金申請額を減額して助成金の交付決定をした場合、当該事業の実施は可能ですか？」の欄に「いいえ」と記載した申請事業について

助成金申請額通りの金額を交付することが出来ない場合は、不交付になります。その場合、団体への活用希望寄附金額は次回以降の助成申請に全額持ち越すものとします。差額分を基金全般に活用できるお金として扱うことはありません。

(6) 審査基準

次の審査基準に基づき、審査を行います。なお、評価項目において、「公益性」、「先駆性、独創性、専門性」は特に重要な項目であることから、次の通り配点の加重を行います。

評価項目		配点		説 明
		点	換算式	
1	公 益 性	5	× 3	・ 不特定多数の人の利益^{※注1}に供した事業を行っているか。加えてその事業が一般の人々に開かれたもの^{※注2}であり、地域や市民への還元性があるか。 ・ 構成員相互の利益に関するものや特定の個人又は団体の利益に寄与することが、主たる目的となっていないか。
2	計 画 性	5		・ 事業や資金計画などに、無理のない計画を組んでいるか。 ・ その事業や経費は、必要性を十分に踏まえたものとなっており、過大な経費となっていないか。
3	活動の継続性及び発展性	5		・ 団体の活動が、団体の自主的・自発的な思いやきっかけによって、地域や市民への還元のために開始され、継続しているものか。 ・ 助成金を受けることで、より幅広いサービスの提供や、活動範囲の拡大などに繋がっていく可能性があるか。
4	先駆性、独創性、専門性	5	× 2	・ 活動実績や今後の活動計画の中で、先駆性、独創性、専門性を持った事業の発展が期待できるか。
5	公 開 性	5		・ 事業運営について情報が公開され、透明性があるか。 ・ 事業の運営方法や対象、経費の用途に関し、誰もが理解できるような表現がされているか。
計		40 (× 5 人)		

※注1 事業の目的や性質から対象者を限定する場合でも、その限定が合理的なものであれば、公益性を損なうものではありません。

※注2 事業の対象者がごく少数に限られていたとしても、誰しものがその状況になった場合に同じように参加することができれば、その事業は潜在的に全ての人が参加できるものとなり、公益的な活動となります。

(7) 基準点数

次の基準点数に基づき、助成金交付額を決定します。

・基準点数（総合点）

点数	助成金交付額
180 点以上 200 点	交付申請額
120 点以上 180 点未満	基準額
100 点以上 120 点未満	基準額の 8 割
100 点未満	不交付

・基準点数（公益性）

点数	助成金交付額
42 点以上	交付申請額
36 点以上 42 点未満	基準額の 8 割
27 点以上 36 点未満	基準額の 5 割
27 点未満	不交付

3 手続について

P. 10「令和 8 年度第 1 回よこはま夢ファンド登録団体助成金の手続について」を参照してください。

4 提出方法について ※申請内容について事前に確認いたします。

よこはま夢ファンド担当まで書類一式（データ）をメールにてお送りください。

申請内容について確認事項や修正箇所がある場合は御連絡をいたします。

確認終了後、修正が完了した書類一式のデータをメールにて受領します。

【送付先】※郵送の必要はございません。

メールアドレス：sh-fund@city.yokohama.lg.jp

件名：「【送付】R8-1回目登録団体助成金申請書類（団体名を御記入ください）」

（提出期限：令和 8 年 1 月 15 日（木）17 時 まで）

※メールに添付できるファイルサイズ上限は、概ね【7MB】までとなっています。データサイズが大きい場合は、圧縮していただくか、複数回に分けてお送りください。

※事務局による申請内容の確認なしの申請書類は受付けておりませんので、御了承ください。

※締め切り日は申請が集中しますので、余裕をもってお申し込みください。

5 ヒアリングについて

審査に必要なときは、横浜市市民活動運営支援事業部会でヒアリングを行います。

次の日程で、ヒアリング実施のため会場（横浜市役所）へお越しいただく場合がございます。

ヒアリング日時：令和 8 年 2 月 20 日（金）12 時～16 時

※ ヒアリングを実施する団体については、令和 8 年 2 月 13 日（金）までに御連絡をいたします。詳細につきましても併せて御連絡いたします。期日までに連絡がない団体はヒアリングの実施はありません。

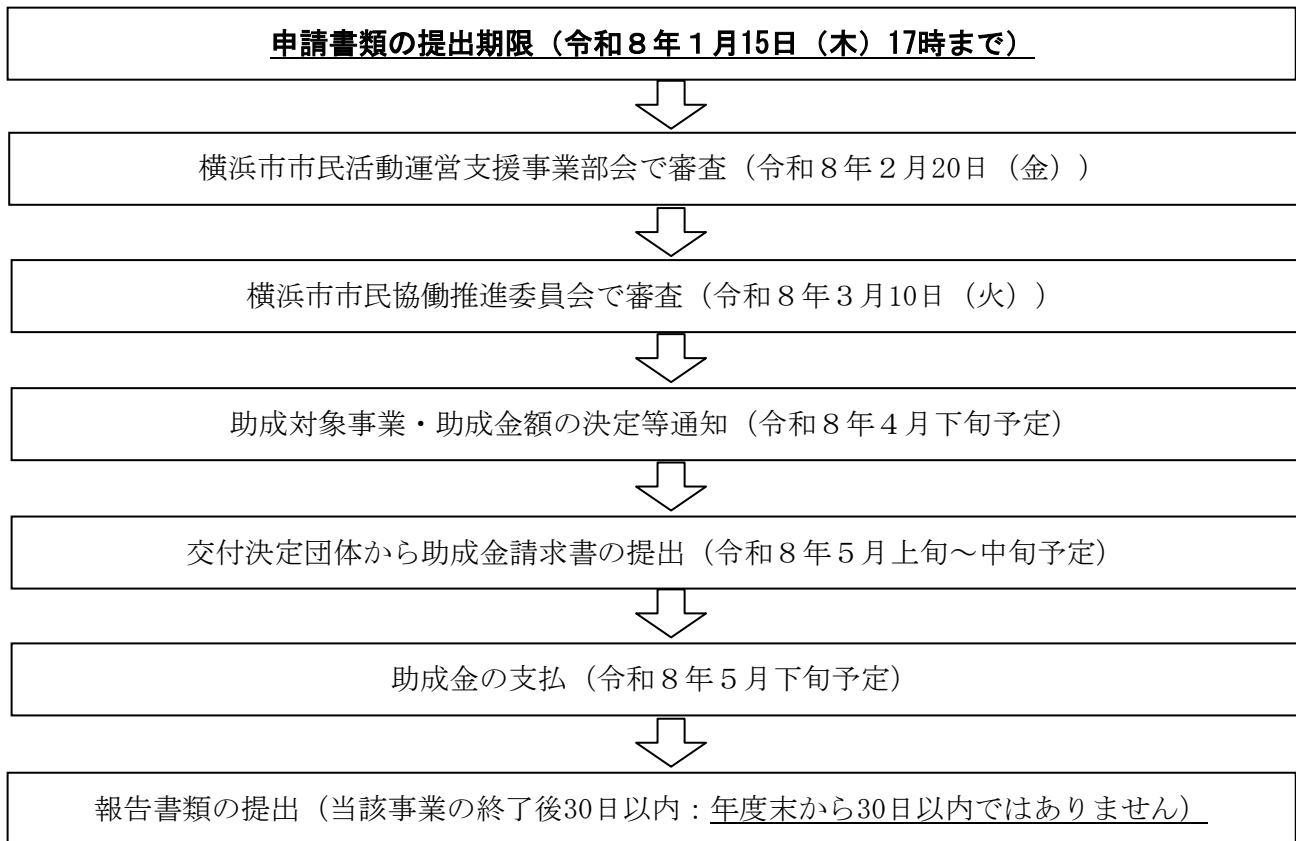
※ ヒアリングは、1 団体あたり 20 分程度を予定しています。

6 その他

- ・ 助成金を受け取ることが決定した場合には、書類を一般の閲覧に供していただくことから、申請団体において、申請書類のデータあるいは写しを保管してください。
- ・ 交付を決定した団体については、助成金を活用した事業の実施状況の報告会や、広報などへの御協力をいただく場合があります。
- ・ 交付額に余剰が生じた場合には返還していただきます。
- ・ 委員会の委員及び部会の専門委員の関係団体の申請について、当該委員は助成金交付に関する決定及び審査には関わらないこととしますので、貴団体の役員及び会員が委員会の委員及び部会の専門委員にいる場合は、助成金申請時にお申し出ください。
- ・ 上記の場合を除き、今回の助成金に関して、委員会の委員及び部会の専門委員との接触があった団体の申請は無効とします。
- ・ 交付を決定した団体は、政治資金規正法第22条の3に基づき、交付決定の通知を受けた日から同日後1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附を行うことができません。
- ・ 助成金により取得した物品等で、価格が30,000円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省第15条）に定める期間（10年を超える場合は10年）、市長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することができません。
- ・ 報告書への領収書の添付は1件10万円以上のみとしますが、領収書等経費の支出を証する書類又はその写しは、金額に関わらず助成金交付を受けた年度の翌年度から5年間保存し、証拠書類を整備保管してください。
- ・ 助成金により工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円以上となると見込まれるときは、原則、市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に投棄されていない団体をいう。）により入札を行い、又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければなりません。
- ・ 助成金交付を受けた全ての団体において、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。また、助成金交付額のうち、消費税申告をしている場合には、消費税申告後1ヶ月以内に別途書類を提出のうえ、助成金を返還していただく必要がありますので御注意ください。
- ・ この助成金は、令和8年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。

令和8年度第1回よこはま夢ファンド登録団体助成金の手続について

1 手続の流れ(予定)



2 提出書類

- ①交付申請書（第1号様式）、②事業計画書（第2号様式）、③事業収支予算書（第3号様式）、④前事業年度の役員名簿、⑤前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿、⑥前事業年度の事業報告書、⑦前事業年度の活動計算書、⑧当該事業年度の事業計画書、⑨当該事業年度の収支予算書

3 提出期限

令和8年1月15日（木）17時まで

4 審査結果の通知

申請団体には、審査の結果を、郵送により通知します。（令和8年4月下旬予定）

5 助成金の請求手続

交付決定通知を受けた団体は、同封されている助成金の請求書により請求してください。

6 事業の報告

当該事業の終了後30日以内に必ず報告書類を提出してください。（年度末から30日以内ではありません）

なお、報告書類には、領収書の写し（1件10万円以上のみ）も添付してください。

令和8年度よこはま夢ファンド助成スケジュール(予定)
(令和8年4月～令和9年3月) ※スケジュールは今後変更する可能性があります。

年	月	組織基盤強化		登録団体助成		
		組織基盤強化支援 (ワークショップ ～自己評価まで)	組織基盤強化 助成金	第1回 (事業対象期間： R8.4～R9.3)	第2回 (事業対象期間： R8.9～R9.3)	第3回 (事業対象期間： R8.12～R9.3)
7	12		募集開始	募集開始		
8	1		募集締切	募集締切		
	2		事業部会による 審査	事業部会による 審査		
	3	NPO 組織基盤強化 ワークショップ	推進委員会による 審査	推進委員会による 審査		
		自己評価団体募集				
	4	結果の通知	結果の通知	結果の通知		
	5	自己評価 (1回目)	助成金の支払	助成金の支払		
	6				募集開始	
	7				募集締切	
	8				事業部会による 審査	
	9	自己評価 (2回目)	中間報告書の提出		推進委員会による 審査	募集開始
	10				結果の通知	募集締切
	11				助成金の支払	事業部会による 審査
	12	組織基盤強化助成 金団体募集開始				推進委員会による 審査
9	1	募集締切	最終自己評価 報告書提出			結果の通知
	2	事業部会による 審査				助成金の支払
	3	推進委員会による 審査				
	4	結果の通知				

担当(問合せ先)

横浜市市民局市民協働推進課 よこはま夢ファンド担当

住所：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話：045-671-4734、FAX：045-223-2032、メール：sh-fund@city.yokohama.lg.jp